## 平成28年度鳴門市いじめ問題等対策委員会 会議概要

【開催日時】 平成29年1月20日(金) 15:00~16:30

【開催場所】 鳴門市教育委員会 2階 会議室

【出席者】 委員5名(1名欠席)

主幹1名 指導主事3名 事務局3名

## 【会議概要】

- 1 開会
- 2 (1)教育長あいさつ
  - (2) 自己紹介
- 3 議事
  - (1)役員について
  - (2)組織等について
  - (3)協議
  - (4) その他
- 4 閉会

## 【会議資料】

(資料1) 平成28年度鳴門市いじめ問題等対策委員会

(資料2) 重大事態発生時の鳴門市いじめ問題等対策委員会の動き、教職員の初期段階 の役割分担

(資料3) いじめ防止対策推進法とは(委員長作成)

(参考資料) いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応について(文部科学省初等中等 教育局児童生徒課長 坪田 友広氏 作成)

#### 【事務局】

役員について

委員長あいさつ

鳴門市いじめ問題等対策委員会の組織、役割、活動内容等について説明

## 進行は委員長

## 【委員長】

事務局からこの組織の役割や活動内容について説明がありましたが、このことについて 何か質問やご意見はございませんか。

## 【A委員】

心理の専門家として多くの児童生徒の緊急支援にも関わってきた。先ほど「重大事態発生時の教職員の初期の役割分担の例」について事務局から説明があったがその中でスクールカウンセラーの役割として、ケアが必要な児童生徒に対してのカウンセリングとなっている。もちろんそのことも行っていかなければならないが、教職員のケアも必要になって

くるのではないかと考える。児童生徒、保護者のケアと同様、教職員へのケアという内容 も加えてもよいのではないか。

#### 【B委員】

資料に重大事態について示されている。その中で「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」これらはかたちとして現れることが多いので、重大事態であると判断しやすいが、「精神性の疾患を発症した場合」ということについては、かたちとして現れにくいため、判断が難しくなるのではないかと思う。調査、審議する組織に医師等の専門家も加えて判断するようになるとは思うが、程度の問題も含めて判断が難しいのではないかと感じた。

#### 【委員長】

そのような判断をする場合は、B委員が言うように、医師や心理等の専門家に入っていただいて、判断するようになるのではないかと考えている。

### 【C委員】

重大事態が起こった場合は、市長部局との連携が必要となってくる。ただ、重大事態が起こった場合、最初から調査、審議する組織が調査にあたるのではなく、学校や教育委員会がやるべきことを速やかに行うこととなる。その後、重大事態ではないかと疑われる場合は、今日、参加していただいている委員の皆さんに集まっていただいて、調査の進め方等について判断していただくというような動きとなる。その時に、被害児童生徒や保護者の思いを聞きながらということにはなると思う。

被害児童生徒やその保護者の悩み、苦しみはもちろんであるが、教職員も悩み、苦しんでいるのだろうと思う。それをいかに個人の問題にとどめず組織的に調査をすすめることが必要である。

いずれにしても迅速さがなければ、被害児童生徒、加害児童生徒、その保護者の不信感を招くことになるとともに、結果的にみんなを苦しめてしまう。

「精神性の疾患を発症した場合」ということについてであるが、これは千差万別で、それを判断するのは、この会に医師等の専門家を呼んで判断するようになるのではないかと考える。

先ほど言ったように、鳴門市においては児童生徒がアンケートで答えたいじめの件数よりも教職員が認知している件数が多くなっている。このことは、むしろ先生方が積極的にいじめ問題に取り組もうとする姿勢と見たい。各学校においては、今後も教職員の見守り体制を継続していただきたい。

## 【委員長】

ありがとうございました。その他意見はございませんか。なければ協議に移りたいと思います。

## 協議

## 【委員長】【資料に基づき説明】

いじめ防止対策推進法は施行から3年をめどに、必要に応じて見直しを求める規定があり、昨年9月がその3年目であった。議員立法であるため、どのような見直しが行われるかは現在のところ未定である。課題は重大事態をどのように考えるかということと、いじ

めの定義である。定義の捉え方がどのようになってきているのかということについて説明 したい。

#### 「いじめの定義」

- ①「自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」となった。
- ②「学校としてその事実を確認している」「一方的」「継続的」「深刻な」などの文言が削除され、2006年度からは「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」
- ③「一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっている。

ここで事例を2つあげるので委員の方も少し考えていただきたい。

## 事例研究1 (坪田 友広氏作成)

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところに駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんを問いただしたところ認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

このようなことは、学校では日常的に起こりうることである。これが「いじめ」かどうかということであるが、以前であれば先ほども言ったように「継続的」という文言があったが、それが削除されたため「いじめ」として捉えていかなければならない。このような事案であっても「いじめ」として対応していかなければならない時代となっている。次の事例も考えていただきたい。

## 事例研究 2 (坪田 友広氏作成)

- ・A さんが算数の問題を一生懸命考えていたところ、隣の席の算数が得意な B さんは、 解き方と答えを教えてあげた。
- ・A さんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いたとたん泣き出してしまった。このことで B さんは困惑してしまった。

これをどのように捉えるのか、このような事案を法律に照らし合わせたらいじめかどうかということが見えてくる。いじめ防止対策推進法第2条第1項にはいじめの定義が明記されているが、そこには4つの要素がある。

# いじめ防止対策推進法第2条第1項

(いじめの定義)

#### 4つの要素(委員長作成資料)

- ①行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も、児童生徒であること
- ②甲と乙の間に一定の人間関係があること
- ③甲が乙に対して、心理的又は物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

これに先ほどの事例を照らし合わせると、本人がいじめと訴えたならば、いじめにあたる。このような事案であっても法律上はいじめにあたるということになる。

「何がいじめかいじめでないか」というような論議ではなく、法律上はこれもいじめだという意識を教職員が持ち対応していくことが重要である。

消しゴムを投げつけられた、悪口を言われた、軽く肩を叩かれたなど、誰もが重篤な事態として認識しないであろう事案の積み重ねにより、自ら命を絶つ児童生徒がいることも我々は肝に銘じておかなければならない。

次に、いじめ防止対策協議会の動きを紹介したい。先ほども言ったように、いじめ防止対策推進法は3年が経過し、協議会の中でどのようなことが議論されているのかということであるが、主だったものは次の4点ある。

まず1点目として、定義や範囲である。「何がいじめなのか」「何をもって解消なのか」「何をもって重大事態なのか」これらを判断するよりどころとしては、2点目、法の意義の再確認しかないのかなと考える。個々の価値観で判断するのは危険である。次に重要となるのが実効性のある対策である。情報を共有し、組織として対応する。そして、最後が取り組みである。組織として対応することによって早期に発見し、連携して対応するということである。

結論としては、いじめが発生(申告、発見)した場合には、日常業務の優先順位としては最優先事項であるという認識をもちなさいということである。いじめが申告、発見された場合には、校内研修や職員会を予定していたとしても、それらを中止にしてでも対応しなさいという動きになってきている。それぐらいの対応をしなければ、何か起きたときに、最優先しなかったということになる。今はそのような動きになっているということを知っておいてほしい。

次に、個々のいじめに対して、学校が講ずべき措置について触れておきたい。

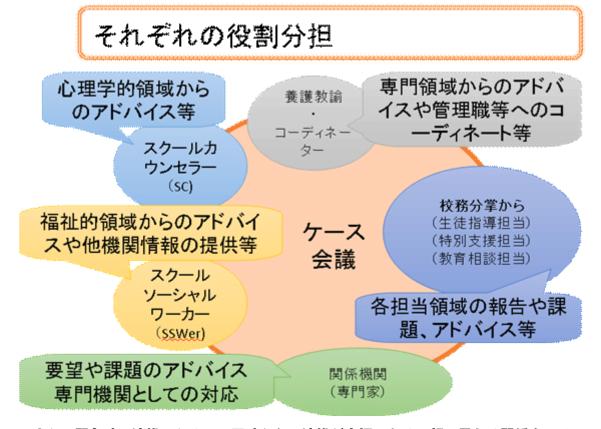
まずはいじめの事実の確認である。この事実確認には正確さと迅速さが求められる。 次にいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援として、親身になって対応する ということである。正確さと迅速さ、親身になった対応ができていないとトラブルに発展 することが多い。

いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言については、「学校いじめ防止対策委員会」等で指導方針、助言について議論し、決定するとともに、犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときの所轄警察署との連携についても決めておく必要がある。さらに、毅然とした対応ということで、懲戒、出席停止制度の適切な運用等についても定めておくとよいと思う。私が以前関わった出席停止については、本人、保護者を教育長室に呼んで、出席停止期間中の日程表を渡した。期間中、多くの人が当該児童生徒に関わり、「決してほったらかしにしていない、でも学校には行かせませんよ。」という厳しさを示すことが重要である。

次に、暴力行為や金品に被害があると疑われる場合は、まず事実確認を迅速かつ正確に 行う。そして警察にそのことについて相談し、立件できるかどうかの確認を行っておくこ とも必要である。そして、その事実を加害児童生徒の保護者に話せば、家庭の協力を得や すくなる。

繰り返しになるが、いじめや問題行動への対応については、正確な事実の特定、本人や関係者への聴き取りと記録、そのような行動に至った背景を考えた指導、そして何よりも 大切なのが被害児童生徒を念頭においた対応である。 警察を含め関係機関と学校の生徒指導体制との連携、協働体制をつくっていく要点は次に挙げる3点である。まず1つめは学校と各関係機関が、なぜ協働で対応しなければならないのかということについて合意形成をするということ。2つめは学校の役割や学校内での教職員の役割、関係機関の役割、その分担をきちんとすること。3つめは学校運営との関係を考慮しながら協働体制をつくっていくと上手く機能することが多い。しかし、このような体制を構築しても上手く機能しない事例もある。それでは、なぜ上手く機能しないのか。それは、学校では多くの児童生徒が生活をともにしているため、同時多発的に問題が発生することがある。そうなると関係する教職員が善後策を立てて、それによって解決への道筋を探るという手法をとる。ところが、仮に関係する教職員がケース会議を実施しても他の教職員に情報が共有されないことが多いのである。また、ケース会議に参加する教職員に「当事者意識」がないからだと考えられる。学校内での教職員の役割分担を決めているが、それぞれがそれぞれの意見は言うものの、当事者意識がないからそれぞれの役割があるにもかかわらず、共同体となってしまう。意見を言った後に、「じゃあ自分には何ができるか」という組織になっていかなければならない。

学校と関係機関がケース会議を行うときのそれぞれの役割分担の一例を挙げておく。



また、緊急時の連携のために、平時からの連携が大切である。顔の見える関係をつくったり、話し合える土壌を構築しておく必要があるということである。

先ほども言ったように、学校では多くの児童生徒が生活をともにしているため、荒れている学校では、問題が同時多発的に発生し教職員は対応に追われる。このような問題対応型の生徒指導から健全育成型の生徒指導への転換が求められる。そのためには、個々の児

童生徒の成長を促すような生徒指導、問題を抱える児童生徒へのきめ細かな指導を行う。 そうすれば学習指導にも効果が現れ、家庭や地域の協力体制が円滑となる。そのような結果、教職員の負担が軽減され、余裕がでるため学校運営が改善されることにつながってい く。

最後に守秘義務について話をして終わりにしたい。いじめや問題行動の情報を共有する際に、「守秘義務」の扱いが課題となる。特に、学校外の人材には、どこまで伝えるかは悩ましい問題である。そもそも個人情報の扱いは、それが個人(児童生徒や保護者)にとって不利益であったり、不合理なものかが問題であり、情報を共有することによって当該児童生徒や保護者にとって利益になり、有効な支援につながるのであれば、情報共有、連携するべきであると考える。その際、規約の中に「守秘義務」の項目を設けることは当然である。以上で私の方からの説明は終わりにして、この後意見交換に移りたいと思う。

どなたからでも構わないので意見をいただきたい。

### 【D委員】

先ほどの資料の中に本人が心身の苦痛を感じた場合というのがあったが、次のような事例の場合はどのようになるのか意見を聞きたい。

児童生徒の消しゴムの投げ合いなど些細なトラブルが起こり、当該児童生徒に聴き取りを行うと「苦痛を感じていない」というような話であったため下校させた。しかし、その後、保護者の意見に影響され、「苦痛を受けた」というふうに変わってきた場合でもいじめとして対応しなければならないのか。

#### 【委員長】

いじめとして対応していかなければならない。そうならないようにするためには当該児童生徒から聴き取りを行ったときの記録を詳細に残しておくことが大切であると考える。 坪田氏作成の資料の中に、「児童生徒理解・教育支援シート」モデルフォーマットという のがあるがこのようなシートを個々の児童生徒について作成し、平時から指導記録として 作成しておくことも有効な手段であると考える。

#### 【C委員】

いじめがあったということに対して、学校は「いじめは絶対に許されない」という姿勢で取り組みをすすめているが、そのためにはまず、いじめをいじめとして取り上げ対応することだ。先ほどの4要素の中にあったように些細なことでも、子どもが苦痛と感じているのであれば、いじめであるという認識を持って対応をはじめることが必要である。そのような対応が早期対応、早期解決につながっていく。学校や教育委員会が早期に対応し、その上で必要な場合は、第三者委員会を招集するなど、スピード感をもって対応していくことが重要であると考える。

#### 【A委員】

先ほどのD委員の質問についてであるが、保護者は学校を困らせようとして言ってきているのではないと思う。保護者は保護者で子どものことをすごく心配して学校に言ってきているのではないか。それを教職員が「いじめではないのに」という認識をもったまま、話を聞くと、保護者は担任や学校に不信感をもつこととなる。些細な事案であっても、被害児童生徒の立場に立って話を聴き、学校の方針を伝え、真摯に対応していけば保護者との信頼関係を保てるのではないか。

### 【委員長】

これまで自死に至ったケースでアンケートに本人や周りの児童生徒が悩みや困っていることを記入しているにもかかわらず、それに対して対応せずそのままにしていることが多々あった。アンケートの中に1行でも何か記入されていればそれを徹底的に調べる。そのような姿勢で教職員が対応していくことが子どもたちの命を守ることになる。

#### 【B委員】

鳴門の場合は、児童生徒へのアンケートでいじめられたことがあると答えた児童生徒より教職員の認知件数の方が多いという結果になっているということであるが、資料の中の4つに要素に照らし合わせると、暴力行為や金品の要求とかでなくても、日常生活の子どもたちの間で起こる些細なトラブルもいじめにあたることとなる。先ほどの事例研究2までがいじめにあたるという認識までには教職員は至っていないように思う。

### 【委員長】

教職員がそのような認識を持って対応していくことで、子どもたちに「そのようなことでもいじめになるんだ。」というサインを発することになる。相手が嫌だと感じること全てがいじめとなる。

以前であれば少々のトラブルがあっても翌日は笑顔で登校していたが、今は自ら命を絶つということも考えておかなければならない。そのような時代となっていることを教職員が認識していく必要がある。

### 【C委員】

いじめがあったら全て重大事態のように対応するというのではない。いじめの申告、発見された場合には、組織的に対応するということである。各学校においては「学校いじめ防止対策委員会」を設置しているので、その組織で被害児童生徒への支援のあり方、加害児童生徒への指導方針、保護者対応を含めて協議をし、方針を決定する。そして、そのことについて会議で協議した内容を記録に残し、教育委員会へ報告するものは報告する。個々の事案に対して、法律の趣旨に即して組織として対応しているということが重要であると考える。

その事案が軽いか重いかという判断は、児童生徒の表現力や「弱い子だと思われるのが嫌だから軽く言う。」ということも考えられるので、軽いか重いかの判断やいじめであるないの判断を教職員がするのではなく、全てをいじめとして捉えて対応していく意識で望むようお願いしたい。

# 【委員長】

委員の皆さんから多くの意見を出していただきました。終了の時間になっております。 何か相談や質問があれば個人的にでも構いませんので言っていただけたらと思います。

それでは、これで協議の時間を終わります。

#### 【事務局】

以上で、平成28年度鳴門市いじめ問題等対策委員会を閉会いたします。